

## 平成 29 年度中小企業支援計画（案）

### I. 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境と課題

国においては、最近の中小企業の動向についての考察に加え、中小企業のライフサイクルと生産性、中小企業の雇用環境と人手不足の現状等について分析を行った。

これらの分析結果を踏まえた上で、中小企業のライフサイクルにおける起業・創業、事業の継承、新事業展開による成長等に係る課題を整理するとともに、その中での共通の課題である人材確保の取組について考察した。

#### 1. 平成 28 年度の中小企業の動向

##### (1) 中小企業の現状

我が国経済は緩やかな改善傾向が続いており、中小企業・小規模事業者を取り巻く状況も改善傾向にある。

しかしながら、改善の度合いは規模、業種、地域等によって異なることに加えて、設備投資や売上高の伸び悩みといった課題も存在する。また、取引環境についても大企業と中小企業とは依然として差がある。

##### (2) 中小企業のライフサイクルと生産性

我が国の企業数は減少傾向にあり、2009 年から 2014 年にかけて、小規模企業が大幅に減少したが、中規模企業は増加した。この期間、中規模企業は従業員数を顕著に増加させており、近年、我が国経済における中規模企業の存在感が高まっている。

開業や廃業といった企業のライフサイクルの構成要素の動向は、我が国中小企業全体の生産性に大きな影響をもたらしている。開業は中小企業全体の生産性を押し上げているが、近年押し上げ効果は縮小している。また、一部の生産性の高い企業の廃業によって全体の生産性が大きく押し下げられている。

##### (3) 中小企業の雇用と人手不足の現状

中小企業においては、2013 年以降全業種で人手不足となっており、特に建設及びサービス業で不足感が強まっている。求人数の動向を見ると小規模事業者がより深刻な影響を受けている。賃上げについては規模間の格差は縮小してきているが、大企業と中小企業の間では依然として大きな給与格差がある。

## 2. 中小企業のライフサイクル

### (1) 起業・創業

性別や年齢等によって起業希望者・起業準備者が抱える課題は異なり、実際の起業家も起業する前に必要としていた支援を受けられない場合がある。また、起業後も、成長段階ごとに直面する課題が異なる。起業希望者と起業準備者一人一人が、自身が抱えている課題や対応する支援を適切に認識し、利用することで円滑な起業を遂げることができる。また起業後は、それぞれの企業が目指す成長を円滑に遂げられるように、各成長段階において適切な資金調達や人材確保等に取り組むことが重要である。

### (2) 事業の継承

経営者が事業承継の準備に着手する上では、周囲からの働きかけが重要である。こうした働きかけを受け、経営者が早期に事業の継承に向けた意識を持ち、経営者にとって身近な相談相手である、顧問の公認会計士、税理士、取引金融機関、商工会・商工会議所等が、経営者とともに、最適な方法を探していくことが重要である。

事業の譲渡・売却・統合（M&A）は、後継者候補がないが事業を継承したい企業にとって重要な選択肢である。一方、中小企業にとって M&A の検討は多くの課題があるが、対策・準備は進んでいない。また、M&A については経営者にとって身近な支援者が相談相手となることが多いが、専門家と連携しながら、多様な課題に対応できる支援体制の構築が必要である。

廃業を選択しようとする経営者も小規模事業者を中心に一定程度存在する。廃業の際、自社の事業や資産を他社に譲りたいとする者もあり、こうした企業の経営資源が次世代に引き継がれる循環を形成していくことが重要である。

### (3) 新事業展開の促進

新事業展開に成功する企業は、マーケティングに注力している。特に自社の強みや市場ニーズの把握、情報戦略の企画立案、マーケティング活動の評価・検証といった一連の取組を実施する企業は利益率の増加、従業員の意欲向上といった効果を得ている。新事業展開の課題として人手不足があげられるが、経営資源に限りのある中小企業においては、今後の成長に向けて、外部リソースの活用も視野に入れながら、新事業展開を積極的に実施していくことが重要である。

また、IoT 等の新技術やシェアリングエコノミーという新たな経済の仕

組みについて、現時点で、中小企業における活用度合いはまだ低いものの、活用している企業は売り上げの増加や業務コストの削減等の効果を感じており、中小企業にとって成長の機会に繋がる。

#### (4) 人材不足の克服

人材確保に成功する中小企業は、採用の際には、自社の経営方針を明確にした上で、求める人材を的確に把握し、その人材に最も有効な手段で情報を伝え、様々な採用手段を活用している。

中小企業の人材確保は厳しい状況が続くことが見込まれる中、柔軟な働き方を前提として多様な人材を雇用し、それらの人材が働きやすいよう、職場環境の見直しや業務プロセスの改善を行っており、業務の効率化にもつなげている。また、必要に応じて、社内の改革を進めながら IT 化、省力化や外部の資源を有効に活用する等、中小企業が柔軟性を活かし、人材不足の中でも成長に取り組むことが重要である。

## II. 中小企業の支援に関する基本方針

### 1. 中小企業支援施策に関する基本方針

前述した、中小企業・小規模事業者をめぐる課題を踏まえて、「経営力強化・生産性向上に向けた取組」、「活力ある担い手の拡大」、「安定した事業環境の整備」、「災害からの復旧・復興」の4つの観点から、政策の効果的な実施を図る。具体的には、中小企業の生産性向上にむけて、技術力の強化、IT化の促進、海外展開支援、経営支援体制の強化等に取り組んでいく。また、創業・事業承継支援や人材の地域内外からの発掘を後押ししていくとともに、取引条件の改善や資金繰り支援等に引き続き取り組んでいく。さらに東日本大震災や熊本地震等で被災した中小企業に必要な措置を講じていく。

### 2. 中小企業支援機関に関する基本方針

経営課題の複雑化・多様化を背景として、中小企業支援機関が全体として目指すべき方向性は、各支援機関のミッションの明確化と能力向上、支援機関相互の連携強化の実現であると、平成29年5月に実施した中小企業政策審議会経営支援分科会において報告書が取りまとめられた。地域の支援機関がそれぞれの得意分野を活かし、能力を伸ばしつつ、全体としてそれぞれの地域で最高水準の経営支援を行い、中小企業・小規模事業者の抱える経営課題を解決することが期待される。具体的な取組としては以下の項目が挙げられる。

(1) 各中小企業支援機関の能力の向上

①よろず支援拠点

- ・ ミッションの明確化
- ・ 客観的で透明な評価を含む質の向上に資する PDCA の確立
- ・ 関係者が担うプレイヤー又はマネージャーとしての役割を再整理、役割分担を明確化

②認定支援機関

- ・ 研修の充実や連携を通じた相互補完、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）の専門家によるサポート等を通じた更なる質の向上
- ・ 手続の簡素化

(2) 各中小企業支援機関の役割の明確化

「中小企業支援機関マップ」を作成し、中小企業支援機関の特徴や取組状況を踏まえた上で、中小企業支援機関の役割を整理することで、どの中小企業支援機関に行けばどのように支援が展開されていくのかについて予見性を高める。また、各中小企業支援機関が中小企業者等の経営課題に対応する上で、目指すべき方向性を指し示す。

(3) 各中小企業支援機関の連携の強化

中小企業者等がどの支援機関を訪れても、自らの経営課題の解決が図られるためには、中小企業支援機関が個々の特徴や強みを踏まえた上で、中小企業の経営課題に対する自身の役割を認識し、個々の能力を高め、他の支援機関との連携を進めることが重要である。

また、中小企業支援機関相互に加えて、国と地方自治体の連携も重要になる。

3. 国・都道府県・中小企業基盤整備機構に関する基本方針

中小企業支援についての方針を実行する主体は国、都道府県、中小機構であると考えられる。これら3つの主体は、自らが中小企業を支援する支援機関としての役割を果たすだけでなく、支援人材の育成や支援機関に対しての支援を行うことで、支援機関の改善に資する存在である。ついては、今後、支援の方針を実現するために国、都道府県、中小機構が実施する事業を次の項目に定める。

また、支援機関と同様に、国、都道府県、中小機構においても、能力の向上や役割分担の明確化、連携の強化は必要な事項である。

### Ⅲ. 国の事業

#### 1. 事業の実施体制

中小企業支援機関は専門的な支援機関である「分野専攻型」と特定の分野に限定されず様々な分野の支援を行う「分野横断型」とに大別できる。具体的には以下のとおり。

##### 「分野専攻型」

- ・事業引継ぎ支援センター・・・後継者不在の中小企業者等の事業引継ぎを支援。
- ・中小企業再生支援協議会・・・事業再生に向けた相談・助言、再生計画の策定を支援。
- ・下請かけこみ寺・・・下請取引を巡る諸々の相談に応じる。
- ・知財総合支援窓口・・・アイデア段階から事業展開までの知的財産に関する相談に応じる。
- ・独立行政法人日本貿易振興機構（以下「JETRO」という）・・・貿易振興事業を展開。

等

##### 「分野横断型」

- ・認定経営革新等支援機関・・・税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や実務経験が一定レベル以上の者が認定を受け、中小企業に対して支援事業を行う。
- ・よろず支援拠点・・・売上拡大や経営改善を中心とした経営相談に対応し、必要に応じて専門家を派遣。

国は、「分野横断型」の支援機関のうち、よろず支援拠点や認定支援機関、「分野専攻型」の支援機関と適切な役割分担の下で緊密に連携していく。また、支援事業の実施状況や成果を把握して、その効果を検証することでPDCA サイクルを構築し、不断の見直しを行う。加えて、支援を受けた事業者や支援機関などから意見を聴き、中小企業・小規模事業者にとってより利用しやすい事業となるよう努める。

#### 2. 事業の概要

平成 29 年度予算等に基づく各支援事業を、中小企業支援法第 3 条 2 項<sup>1</sup>の定義に沿って分類し、それぞれの分類ごとに、平成 29 年度の支援策の基本方針である「経営力強化・生産性向上に向けた取組」、「活力ある担い

---

<sup>1</sup> 1. 中小企業者の経営方法に関し、経営の診断又は助言を行う事業  
2. 中小企業者の技術に関する助言またはそのために必要な試験研究を行う事業  
3. 中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業  
4. 中小企業支援担当者を養成、又は研修を行う事業  
5. 前各号に定めるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

手の拡大」、「安定した事業環境の整備」、「災害からの復旧・復興」の4つの観点から位置づけた。

(1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

＜経営力強化・生産性向上に向けた取組＞

①認定経営革新等支援機関

中小企業に対して専門性の高い支援事業を行う機関。税務、金融及び企業財務に関する専門的知識や支援に係る実務経験が一定レベル以上の個人、法人、中小企業支援機関等を、経営革新等支援機関として認定することにより、中小企業に対して専門性の高い支援を行うための体制を整備する。研修の充実や連携を通じた相互補完、中小機構の専門家によるサポート等を通じた更なる質の向上を目指す。

②中小企業等経営強化法

中小企業等経営強化法に基づいて経営力向上計画を策定し認定された企業に対し、固定資産税の軽減措置や、日本公庫の融資制度(設備資金については基準利率から金利を0.9%引下げ)等、税制面や金融面での支援を行う。平成29年度税制改正にて、固定資産税の軽減措置については、地域・業種を限定した上で、その対象に、器具・備品と建物附属設備を加えることとし、さらに、計画の認定を受けた中小企業が経営力向上設備等を取得した場合に、即時償却又は10%の税額控除(資本金3,000万円超の法人の税額控除は7%)を受けられる中小企業経営強化税制を創設した。

③中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業

54.8億円

中小企業・小規模事業者が抱える様々な経営課題に対応するワンストップ相談窓口として、一步踏み込んだ専門的な助言を行うとともに、特に高度・専門的な経営課題に対応するために専門家派遣を実施する。ミッションの明確化、質の向上に資するPDCAの確立、関係者の役割を再整理し、明確化することで、今後の更なる質の向上を目指す。

④小規模事業者経営改善資金融資事業（マル経融資）

42.5 億円の内数

小規模事業者を金融面から支援するため、商工会、商工会議所、都道府県商工会連合会の経営指導を受けている小規模事業者に対して、日本公庫が無担保・無保証・低利で融資を行う。

⑤新輸出大国コンソーシアム

1001.3 億円の内数

中堅・中小企業等の海外展開を支援するため、JETRO、中小機構、国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構（NEDO）、金融機関などの支援機関を幅広く結集したコンソーシアムを設立。このコンソーシアムでは、専門家が企業に寄り添い、各種支援策を活用しつつ、技術開発から市場開拓まで、総合的に支援する。

⑥中小企業・小規模事業者海外展開戦略支援事業

23.9 億円

中小企業・小規模事業者の海外展開を支援するため、JETRO と中小機構が連携して、海外の市場動向や規制等の情報提供、実現可能性調査（F/S）、輸出体制の構築等を通じた企業発掘から、国内外の展示会出展支援や海外バイヤー招へい等を通じた海外販路開拓支援、経済連携協定に基づく原産地証明制度等の普及啓発等、現地進出後の支援まで海外展開の様々な段階におけるニーズに応じた施策によって戦略的に支援を行っていく。また、海外子会社の経営に課題を抱えている企業に対して、事業再編計画の策定等を支援する。

⑦技術協力活用型・新興国市場開拓事業

41.7 億円の内数

我が国企業の新興国市場獲得支援のために、経営・製造・オペレーション等に従事する開発途上国の管理者・技術者等に対し、日本への受入研修、専門家派遣による指導への支援等を実施する。

⑧地域中核企業創出・支援事業

25.0 億円

地域中核企業候補が新分野・新事業等に挑戦する取り組みを支援し、その成長を促すため、支援人材を活用して、全国の外部リソース（大学、

協力企業、金融機関等)とのネットワーク構築を支援する。また、地域中核企業の更なる成長のため、支援人材を活用して、事業化戦略の立案/販路開拓等をハンズオン支援する。さらに、国際市場に通用する事業化等に精通した専門家であるグローバル・コーディネーターを組織化した「グローバル・ネットワーク協議会」を活用し、グローバル市場も視野に入れた事業化戦略の立案や販路開拓等を支援する。

#### <活力ある担い手の拡大>

##### ①経営革新支援事業

中小企業等経営強化法に基づき、中小企業が新たな事業活動を行うことで経営の向上を図ることを目的として作成し、承認された経営革新計画に対し、低利の融資制度や信用保証の特例等の支援策を通じ、その事業活動を支援する。

##### ②地域における創業支援体制の構築

地域の創業を促進させるため、産業競争力強化法において、市区町村が民間の創業支援事業者と連携して創業支援事業計画を作成し、国が認定を行う。

##### ③事業引継ぎ支援事業

61.1 億円の内数

後継者不在等の問題を抱える中小企業・小規模事業者に対し、各都道府県の各認定支援機関に設置されている「事業引継ぎ支援センター」において、事業引継ぎ等に関する情報提供・助言等を行うとともに、M&A等によるマッチング支援を実施する。

平成 29 年度は、「事業承継ネットワーク（下記参照）」や中小企業支援機関と連携を強化し、事業者に対して早期かつ計画的な事業承継を促進するとともに、より小規模な M&A 等によるマッチング支援体制を強化する。

##### ④創業支援事業者補助金

11.0 億円の内数

産業競争力強化法における特定創業支援事業を行う創業支援事業者が、認定創業支援事業計画に基づき行う創業支援（兼業・副業を通じた創業ニーズにも対応）や創業支援の質の向上を図る取組等を支援する。

⑤地域中小企業人材確保支援等事業

16.7 億円の内数

経営資源の乏しい中小企業・小規模事業者の人材の確保を支援することを目的に、地域特性に合わせ、各地の中小企業・小規模事業者が必要とする人材を地域内外から発掘し、紹介、定着を支援する。

⑥最低賃金引上げに向けた中小企業・小規模事業者支援

12 億円

最低賃金の引上げに向けた中小企業・小規模事業者の生産性向上等のための支援として、

- (ア) 経営改善と労働条件管理の相談等にワンストップで対応するため、「最低賃金総合相談支援センター」を全国（47 カ所）に設置し、無料の相談対応・専門家派遣を実施する。
- (イ) 全国規模及び都道府県規模の業種別中小企業団体を対象として、賃金の引上げに向けた販路拡大等のための市場調査や新たなビジネスモデル開発等、生産性向上のための取組に要した経費を助成する。
- (ウ) 全国 47 都道府県の中小企業・小規模事業者を対象として、生産性向上のための設備投資等を行い、事業場内の時間給 1,000 円未満の労働者の賃金を一定額以上引き上げた場合に、その設備投資などに要した費用の一部を助成（助成率 7/10、企業規模 30 人以下の小規模事業者は 3/4）する。

<安定した事業環境の整備>

①商業・サービス業・農林水産業活性化税制

商業・サービス業等を営む中小企業が商工会議所等の経営改善指導に基づき設備を取得した場合、取得価額の 30%の特別償却又は 7%の税額控除（税額控除は資本金 3,000 万円超の法人を除く）ができる措置。平成 29 年度税制改正において適用期限を 2 年間延長する。

②中小企業承継事業再生計画（第二会社方式）

産業競争力強化法に基づき、中小企業承継事業再生計画の認定を行い、その計画に従った事業の承継を行う場合に、許認可承継の特例措置及び金融支援を実施する。

### ③中小企業投資育成株式会社による支援

中小企業投資育成株式会社において、中小企業の自己資本の充実を促進し、その健全な成長発展を図るため、株式、新株予約権、新株予約権付社債等の引受けによる投資事業及び経営相談、事業承継支援等の育成事業を実施する。

### ④下請等中小企業の取引条件の改善

平成28年12月に改正した基準・通達や、自主行動計画に基づく取組の浸透状況を確認する。具体的には、新たに取引調査員を配置して、聴き取り調査の体制をさらに強化し、年間2,000件以上の下請企業ヒアリングを行う。これに加え、発注側も含めて数万社規模の書面でのアンケート調査も行うなど、きめ細かく調査していく。ヒアリング等で問題事案を把握した場合には、必要に応じ個社又は業界団体にフィードバックし、自主行動計画の実行の徹底、改訂などを要請する。

### ⑤相談体制の強化と下請取引適正化

13.9億円の内数

全国48か所に設置する「下請かけこみ寺」において、中小企業の企業間取引に関する相談に対応する。さらに、下請等中小企業の経営者や営業担当者が、親事業者の調達部門への価格交渉を行う上で必要な価格交渉ノウハウについて、事例集やハンドブックの浸透を図るとともに、個別指導やセミナー開催等による広報を行う。

また、下請代金法等の違反行為を未然に防止するため、親事業者の調達担当者等を対象とした講習会を開催し、一層の周知を図るほか、全国で親事業者の取組事例等を紹介し、広く下請代金法等の遵守を呼びかけるシンポジウム等を開催する。さらに、下請適正取引等の推進のためのガイドラインについて、全国で説明会を開催する。

### ⑥下請中小企業・小規模事業者の自立化支援

13.9億円の内数

下請中小企業振興法に基づき、特定の親事業者への取引依存度の高い下請中小企業・小規模事業者が連携して課題解決型ビジネスを行う事業計画の認定を行い、補助金、融資、保証の特例により支援を実施する。また、親事業者の生産拠点が閉鎖又は縮小（予定も含む）された地域における下請中小企業等が行う新分野進出等に対し、補助金により支援を実施する。

⑦下請取引あっせん、商談会による販路開拓支援

13.9 億円の内数

新たな取引先を開拓したい下請中小企業に対して、「ビジネス・マッチング・ステーション（BMS）」の運用により、自社の希望する業種、設備、技術等の条件に合った製造委託等の受発注情報の提供を行う。また、新たな販路開拓を支援するため、広域商談会を開催する。

⑧消費税軽減税率対応窓口相談等事業

19.4 億円

消費税軽減税率制度を円滑に実施するため、中小企業団体等と連携して、講習会・フォーラムの開催、相談窓口の設置や巡回指導型専門家派遣を通じたきめ細かいサポート、パンフレット等による周知等を行う。また、消費税転嫁対策窓口相談等も併せて実施する。

⑨信用保証協会による経営支援事業

13.0 億円

信用保証協会の利用者又は利用予定している創業（予定）者、経営改善等に取り組む中小企業・小規模事業者に対して信用保証協会が地域金融機関と連携して、専門家派遣をはじめとした経営支援を実施し、資金繰り支援と一体となった支援を実施する。

⑩中小企業再生支援協議会

61.1 億円の内数

各都道府県の商工会議所等に設置した中小企業再生支援協議会において、収益性のある事業を有しているが、財務上の問題も抱えている中小企業・小規模事業者等に対し、窓口相談による課題解決に向けたアドバイスや、関係金融機関等との調整も含めた再生計画の策定支援を行う。

⑪「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進等

1.0 億円

平成 25 年 12 月 5 日に公表された「経営者保証に関するガイドライン」の利用促進を図るため、平成 25 年度に中小機構地域本部等に設置した相談窓口と、ガイドラインの利用をご希望の方への専門家派遣窓口について、引き続き実施する。また、公的金融機関における経営者保証によらない融資・保証制度についても、引き続き実施する。また、

融資慣行として浸透・定着を図る観点から、広く実践されることが望ましい取組事例を継続的に収集し、引き続き公表する。また、中小企業・小規模事業者等を主な対象としてガイドラインの周知を図るための広報も引き続き実施する。

#### <災害からの復旧・復興>

##### ①特別相談窓口等の設置

全国の日本公庫、商工中金、信用保証協会、商工会議所、商工会連合会、中小企業団体中央会、中小機構地域本部及び経済産業局に設置している特別相談窓口において東日本大震災等による被災中小企業者等からの経営・金融相談等にきめ細かく対応する。

##### ②中小企業電話相談ナビダイヤルの実施

どこに相談したらよいか困っている中小企業のために、一つの電話番号で最寄りの経済産業局につながる「中小企業電話相談ナビダイヤル」を実施する。

##### ③地域の伝統・魅力等の発信支援事業

福島相双復興官民合同チームにおける、福島県の原子力被災12市町村の被災事業者に対する相談支援体制を強化。カウンセラー、コンサルタント、中小企業診断士等の専門家を交えたチームを構築し、事業再開、承継・転業、生活再建等の課題について、事業者に寄り添ったコンサルティング支援を行う。

##### ④「産業復興相談センター」及び「産業復興機構」による事業再生支援 13.9億円※

平成23年度に被災各県の中小企業再生支援協議会の体制を拡充して設立した「産業復興相談センター」と、債権買取等を行う「産業復興機構」において、引き続き、東日本大震災により被害を受けた中小事業者等の事業再生支援を実施する。

(※)東日本大震災復興特別会計分。被災県6県のうち、青森・茨城・千葉の中小企業再生支援協議会・産業復興相談センターについては、平成29年度予算より一般会計へ移行。

⑤被災地の人材確保対策事業

9.8 億円

被災地に若者や専門人材等の幅広い人材を呼び込むとともに、企業に人材確保・定着・育成等のノウハウを提供し、人材獲得力の向上を図る事業を実施する。また、人材獲得に成功している好事例を地域に広める取組を実施する。

⑥人材マッチングによる人材確保支援事業

5.0 億円

福島県の原子力被災 12 市町村において、人材コーディネーターが被災地の事業者が求める人材ニーズをきめ細かく把握し、12 市町村内外からの人材の呼び込みを進めるべく、これらニーズを求職者に幅広く共有し、マッチング支援を行う。(継続)

⑦6 次産業化等へ向けた事業者間マッチング事業

3.8 億円

事業者の販路開拓や新ビジネス創出等のため、事業者間マッチング等を行った。具体的には、事業者間のマッチングに加え、マッチング後の事業が円滑に進むように専門家による指導等により事業者のサポートを行う。

⑧官民合同チーム個別訪問支援事業

82.0 億円

官民合同チームにおける、専門家による訪問、相談支援体制を強化。カウンセラー、コンサルタント、中小企業診断士等の専門家を交えたチームを構築し、事業再開、承継・転業、生活再建等の課題について、事業者に寄り添ったコンサルティング支援を実施。平成 29 年度からは、対象を市町村に拡大。

(2) 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

<経営力強化・生産性向上に向けた取組>

①中小企業のものづくり基盤技術の高度化に向けた総合支援

中小ものづくり高度化法に基づき、高度化指針に沿った特定研究開発等計画について認定を行い、計画が認定された中小企業・小規模事

業者に対して戦略的基盤技術高度化支援事業や、融資、保証の特例等により総合的な支援を実施する。

## ②研究開発税制（中小企業技術基盤強化税制）

平成 29 年度税制改正において、中小企業者等について、試験研究費の総額に応じて税額控除を認める「総額型」を試験研究費の増加割合に応じた税額控除率（12%～17%）とする仕組みへ見直す（大企業は 6%～14%）とともに、試験研究費の増加割合が 5%を超える場合には税額控除の上限を 10%上乗せする措置を講ずる。さらに、税額控除の対象となる試験研究費に、第 4 次産業革命型の「サービス開発」を支援対象に追加する。また、特別試験研究費（大学、国の研究機関、企業等との共同・委託研究等の費用）の総額に係る税額控除制度、試験研究費の額が平均売上金額の 10%相当額を超える場合に、その超過額に一定の割合を乗じた額を控除できる制度等を引き続き講じる。

## ③中小企業技術革新制度(SBIR 制度)に基づく支援

新産業の創出につながる新技術開発のための特定補助金等の指定、支出の目標額、特定補助金等を利用して開発した成果の事業化支援措置等の方針の作成等により、引き続き国の研究開発予算の中小企業・小規模事業者への提供拡大、及び技術開発成果の事業化を図る。さらに、技術開発成果の事業化を促進するため、特定補助金等の採択企業の技術力を PR するデータベースや株式会社日本政策金融公庫（以下「日本公庫」という。）による低利融資等の事業化支援措置を中小企業・小規模事業者等に周知し、利用促進を図る。

## ④企業活力強化資金（ものづくり法関連）

中小商業者・サービス業者等の経営の近代化及び流通機構の合理化、中小企業者のものづくり基盤技術の高度化の促進並びに下請け中小企業の振興を図るため、日本公庫が必要な資金の貸付を行う。

## ⑤異分野連携新事業分野開拓

中小企業等経営強化法に基づき、異分野の中小企業が連携し、その経営資源（技術、販路等）を有効に組み合わせて行う新商品・新サービスの開発・販売等の事業計画に対して認定を行い、補助金による支援を行うとともに、融資、保証の特例などにより総合的な支援を実施する。

⑥戦略的基盤技術高度化・連携支援事業

130.0 億円

中小ものづくり高度化法の計画認定を受けた中小企業・小規模事業者が大学、公設試等の研究機関等と連携して行う研究開発等に関する取組を支援する。また、中小企業等経営強化法に基づいて認定された異分野連携新事業分野開拓計画に従って行う中小企業・小規模事業者が、産学官連携して行う新しいサービスモデルの開発等を支援する。

⑦医工連携事業化推進事業

34.5 億円

医療機器開発支援ネットワークを推進し、開発初期段階から事業化に至るまでの切れ目ない支援として伴走コンサルを実施する。また、ものづくり中小企業や医療機関等の連携による医療機器開発を促進するため、平成 29 年度は開発・事業化事業において 40 件程度の医療機器実用化を支援する。

(3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

<活力ある担い手の促進>

①中小サービス業中核人材の育成支援事業

16.7 億円の内数

次期経営者を育成するため、サービス産業の次世代の経営人材等と、優れた取組を行う企業等をマッチングし、実地研修を組成する。平成 29 年度からは特に、期間や研修内容に柔軟性を持たせることで、より多くの実地研修を組成するよう努める。

②スマートものづくり応援隊等事業・ものづくり中核人材育成事業

16.7 億円の内数

スマートものづくり応援隊等事業では、製造業の中小企業・小規模事業者の生産性向上や新規事業開拓の促進を行う。製造現場の経験が豊富な人材や、IoT やロボットに知見を有する人材等が指導者としての汎用的なスキルを身につけるための研修を実施し、育成した指導者を製造業等の中小企業・小規模事業者の現場に派遣する事業者を支援する。地域の製造業の中小企業・小規模事業者が IoT やロボットを用

いたカイゼン等について気軽に相談できるスマートものづくり応援隊拠点の整備を行う。

ものづくり中核人材育成事業では、ものづくり中小企業・小規模事業者の現場で働く中核的人材が、技術・技能の向上等に関する講習の受講に必要な費用の補助を行う。

### ③「カイゼン指導者育成事業（サービス業スクール）」

16.7 億円の内数

人材育成によるサービス産業の生産性向上のため、サービス業従事者が現場で活用できるスキルや知識等を学べる研修を実施する。平成29年度は、補助率を2/3から1/2へ変更し、東京・大阪以外の拠点も設けることでより多くの研修機会を提供する。

### ④ふるさとプロデューサー育成支援事業

13.5 億円の内数

地域の関係者を巻き込み、地域資源を活かした魅力ある産品を「地域ブランド化」し、販路開拓及び地域への呼び込みを行う取組の中心的担い手となることのできる人材育成の取組を支援する。

## (4) 中小企業支援担当者<sup>2</sup>を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

### <経営力強化・生産性向上に向けた取組>

#### ①小規模事業者支援法による経営発達支援計画の認定

小規模事業者支援法に基づき、商工会・商工会議所が策定する、小規模事業者に対する事業計画の策定・実施支援等の伴走型支援を定めた「経営発達支援計画」の認定を行う。

#### ②小規模事業者対策推進事業

49.4 億円

小規模支援法に基づき認定を受けた「経営発達支援計画」に沿って商工会・商工会議所が取り組む伴走型の小規模事業者支援を推進し、小規模事業者の需要を見据えた事業計画の策定や販路開拓等を支援す

---

<sup>2</sup> (国又は都道府県が行う第一号又は第二号に掲げる事業(中小企業支援法第七条第一項に規定する指定法人が行う同項に規定する特定支援事業を含む。)において、経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言を担当する者をいう。以下同じ。)

る。

また、地域の小規模事業者による全国規模の市場に向けた事業展開を促進するため、商工会・商工会議所等が事業者と協力して進める、特産品開発や観光開発及びその販路開拓等の事業に対し、幅広い支援を行う。

### ③中小企業連携組織支援対策推進事業

6.8億円

中小企業連携組織支援のための専門機関である全国中小企業団体中央会を通じて、経営革新・改善に取り組む組合等に対して、その実現化等に要する経費の一部の助成などの支援を行うとともに、指導員向けの研修等も支援する。また、外国人技能実習生受入事業を行う組合（監理団体）等の事業の適正化を支援する。

#### <活力ある担い手の促進>

##### ①ふるさとプロデューサー育成支援事業

13.5億円の内数

地域の関係者を巻き込み、地域資源を活かした魅力ある産品を「地域ブランド化」し、販路開拓及び地域への呼び込みを行う取組の中心的担い手となることができる人材育成の取組を支援する。

##### ②中小企業等支援人材育成事業

16.7億円の内数

開業・経営に必要なスキルや空き店舗対策、会計形成の手法等のまちづくり特有のスキルの習得を図る座学研修及びインターシップ型実地研修を実施することで、まちづくりを牽引するリーダー等を育成する。

##### ③小規模事業者支援人材育成事業

16.7億円の内数

商工会・商工会議所の経営指導員等が行う、経営指導の能力向上に向けた研修を全国各地で実施する。

#### <安定した事業環境の整備>

##### ①金融行政における中小企業・小規模事業者に対する経営支援の強化

金融行政方針に基づき、金融機関に対し、担保・保証に過度に依存することなく、取引先企業の事業の内容や成長可能性等を適切に評価（事業性評価）することを通じて、企業に有益なアドバイスとファイナンスを行うよう促す。

## ②経営安定特別相談事業

全国の主要な商工会議所及び都道府県商工会連合会に設置されている「経営安定特別相談室」による相談事業を円滑に実施するため、日本商工会議所及び全国商工会連合会の実施する指導事業等を引き続き支援する

(5) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

### <活力ある担い手の促進>

#### ①中小の小売事業者等に対するレジの導入・システム改修等支援

消費税軽減税率制度の実施にあたり混乱が生じないように、事業者の準備が円滑に進むように支援を行う。具体的には、①中小小売事業者等に対して、複数税率に対応したレジの導入等の支援を行うとともに、②複数税率への対応ができない電子的な受発注システムを用いている中小小売事業者・卸売事業者等に対して、システム改修の支援を行う。

### <業種別施策>

#### ①6次産業化ネットワーク活動交付金

29年度予算：19.1億円

農林漁業者等が多様な事業者とネットワークを構築して行う新商品開発や販路開拓の取組及び農林水産物の加工・販売施設の整備等を支援する。また、市町村の6次産業化等に関する戦略に沿って行う地域ぐるみの6次産業化の取組を支援する。

#### ②中小企業等に対する省エネルギー診断事業費補助金

29年度予算：10.0億円

中小企業等に対し、省エネ・節電ポテンシャルの導出をはじめとした診断事業等を実施するとともに、診断事業で得られた事例や省エネ技術を様々な媒体を通じて情報発信する。また全国に「省エネ

ルギー相談地域プラットフォーム」を構築し、きめ細かな省エネ相談等を通じて省エネの取組を促進する。

### ③知的財産権制度に関する普及

29年度予算：0.6億円

知的財産権制度に関する知見・経験のレベルに応じて、知的財産権制度の概要や基礎的知識について説明する初心者向けと、特許・意匠・商標の審査基準や、審判制度の運用、国際出願の手續等、専門性の高い内容を分野別に説明する実務者向け説明会を開催する。

## IV. 都道府県等の事業

### 1. 事業の実施体制

都道府県及び政令指定都市においては、国との連携、役割分担の下で積極的に事業の実施に努め、「分野横断型」の支援機関のうち主に中小企業支援センターや商工会・商工会議所、「分野専攻型」の各支援機関等と連携している。加えて、その効果をより確実なものとするため、国の事業との相乗効果を図りつつ、以下に例示する支援事業等の実施や、必要な予算の確保に加え、各種支援策のさらなる周知に努める。

また、各都道府県間及び国との意見交換会等を通じ、相互に支援事業の実施状況や成果を把握し、中小企業支援のあり方について不断の見直しを行うことで、PDCAサイクルを構築する。

#### (1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

##### ①都道府県等中小企業支援センター事業

都道府県等中小企業支援センターにおいて、中小企業・小規模事業者の抱える専門的な経営課題解決のための相談事業、専門家派遣事業、情報提供等事業、研修事業等を行う。

##### ②経営革新支援事業

中小企業の経営革新を促進するため、中小企業等経営強化法に基づき、経営革新計画の承認を受けた中小企業・小規模事業者等が当該計画に従って行う経営革新の取組を支援する。

##### ③事業承継支援事業

各都道府県に拠点を置く支援機関等による、地方自治体等と連携し

た、地域における「事業承継支援ネットワーク」を積極的に構築し、都道府県における事業承継支援体制の整備・強化を行う。

また、事業承継税制の周知・活用促進を行う。

#### ④創業支援事業

産業競争力強化法に基づき、市区町村が民間の創業支援事業者と連携し、ワンストップ相談窓口の設置、創業セミナーの開催、コワーキング事業等の創業支援を実施する「創業支援事業計画」の策定を支援するとともに、市区町村と連携した潜在的創業者の掘り起こしや創業希望者への一体的な支援を行う。

また、エンジェル税制の周知・活用促進を行う。

#### ⑤経営安定特別相談事業

経営の危機に直面した中小企業・小規模事業者の円滑な問題解決を図るため、都道府県商工会連合会及び主要商工会議所に「経営安定特別相談室」を設置し、中小企業・小規模事業者からの相談に応じる体制を整備する。

#### ⑥中小小売商業の振興支援

##### (ア) 商店街振興事業

基礎自治体と一体となって、今後のまちづくりと商機能の在り方を検討する。また、好事例の収集や広報に努める。

##### (イ) 商店街振興組合指導事業

都道府県商店街振興組合連合会における各商店街振興組合等に対する指導等を支援する。

##### (ウ) その他の中小小売商業の振興に係る支援事業

#### ⑦経営改善普及事業

全国の商工会、商工会議所及び都道府県商工会連合会が実施する、小規模事業者からの様々な相談に対するきめ細かな対応や、ニーズに応じた専門家の派遣、若手後継者等の人材育成の推進など、小規模事業者の経営改善や経営革新を支援するための事業。

(2) 中小企業の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

①公設試験研究機関

地域の振興に資する競争力のある自立した中小企業の育成を目指し、地域産業や企業が抱える課題やニーズを把握し、研究開発、試験分析、技術相談などを通じて、その解決を支援。

(3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

①中小企業・小規模事業者の人材育成支援

県内中小企業が、従業員に対して研修を受講させる場合に、研修費用の一部を助成する制度。

②中小企業・小規模事業者の人材確保支援

「人手不足対応ガイドライン」についてのイベント・セミナーを開催し、ガイドラインの普及・啓発を図る。

(4) 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

①中小企業・小規模事業者支援機関の人材確保支援

(ア) 支援人材能力開発事業

地域における中小企業支援機関の支援担当者の能力強化に係る研修事業。

(イ) その他中小企業・小規模事業者支援機関の人材確保に係る事業。

(5) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

①中小企業等経営強化法関連事業

平成28年7月1日に施行された中小企業等経営強化法の周知を行い中小企業・小規模事業者の経営力向上を推進するための計画策定を進める。

V. 独立行政法人中小企業基盤整備機構の事業

1. 事業の実施体制

中小機構は、第三期中期目標（平成26年2月28日付け財務大臣及び経済産業大臣指示）に基づき、お客様重視を第一とし、地域本部をはじめとした広域的な中小企業・小規模事業者支援の実施体制を整備する。

また、地域支援機関等との連携・協働を一層強め、中小企業・小規模事業者の経営課題に即応した切れ目のない支援を提供していく体制を構築する。

## 2. 事業の概要

中小機構が行う平成 29 年度の各支援事業は、上記の観点を踏まえて、以下のとおり実施する。

### (1) 中小企業者の依頼に応じて、その経営方法に関し、経営の診断又は経営に関する助言を行う事業

#### ①地域中小企業普及啓発事業

中小企業施策情報、先進的な企業の事例情報等、中小企業・小規模事業者、都道府県や地域支援機関等の支援担当者等にとって必要な情報をワンストップで提供する中小企業ビジネス支援サイト(J-Net21)を運営する。加えて、中小企業・小規模事業者の経営課題の解決や、支援ノウハウ提供のための調査研究等を行い、得られた成果等の啓発・普及を図る。また、施策浸透フォーラム等の開催等を通じ、中小企業・小規模事業者に対して支援施策の浸透を図る。

#### ②高度化事業

中小企業・小規模事業者が共同して経営基盤の強化や事業環境の改善を図るために組合等を設立して実施する事業や、第三セクター、地方公共団体、商工会等が中小企業・小規模事業者を支援するために実施する事業に対して、事業計画について都道府県及び中小機構が診断・助言を行うとともに、施設整備に必要な資金を都道府県と中小機構が財源を出し合い長期・低利の融資を行う。

また、既に融資を実行した組合、組合員等に対しては、事業目的の達成や財務状況の改善を支援するため、相談、助言、アドバイザー派遣等により、積極的な経営支援を行う。

#### ③創業・新事業創出等支援事業等

女性・若者等の創業者及び創業を支援する地域支援機関等に対する相談・助言、支援施策等に関する情報提供、支援ネットワークの構築支援等を行う。

中小企業・小規模事業者の新事業活動を効果的・効率的に支援するため、地域支援機関等と緊密な連携を図りながら、地域本部等が、農

商工連携促進法、地域資源活用促進法、中小企業等経営強化法に係る事業活動に取り組む中小企業・小規模事業者に対して計画策定から販路開拓まで一貫した支援を行うとともに、ものづくり分野の高度な技術の事業化、広域的な販路開拓や海外展開など高度な専門性を要する経営課題を抱える中小企業・小規模事業者に対して課題解決に向けた経営支援を行う。

また、中小企業・小規模事業者の販路開拓等を支援するため、首都圏等を中心とした全国規模の商談会等、ビジネスマッチングの場を提供するとともに、新商品等についての市場調査、バイヤー等への情報提供等を行うほか、インターネットを活用した販路開拓支援に取り組む。

さらに、中小企業・小規模事業者の海外展開（海外進出、国際取引等）を促進するため、海外展開を図る上で生じる経営課題を解決するために有益な情報提供、アドバイス等を実施するほか、地域支援機関や金融機関と連携し、セミナーや個別相談会等を全国で開催する。加えて、中小企業・小規模事業者の海外展開事業計画の策定のための事前準備、現地調査など実現可能性調査（F/S 調査）や HP の外国語化の取り組み等に対して支援を行う。また、海外子会社の経営に課題を抱えている企業に対して、事業再編計画の策定を支援する。

そのほか、国内外の展示会出展支援等を行うとともに、日本の中小企業・小規模事業者のパートナーとなるような海外企業との商談会等を開催することで、中小企業・小規模事業者の海外展開を後押しする。

#### ④ インキュベーション事業

起業家及び中小企業・小規模事業者を対象とし、新事業創出に向けて、新製品・新技術の研究開発や新分野への進出を支援する。起業家等の用途に応じた実験研究タイプやオフィスタイプの事業スペースを提供し、施設に常駐するインキュベーション・マネージャー等が、地域の支援機関や大学等と連携を図り、また機構の広域ネットワークを活用し、入居企業の事業化に向けて多面的な支援を実施する。

- (2) 中小企業者の依頼に応じて、技術に関する助言を行う事業又はそのために必要な試験研究を行う事業

(3) 中小企業の経営方法又は技術に関し、中小企業者又はその従業員に対して研修を行う事業

①養成研修事業

中小機構は、中小企業大学校等を活用し、経営課題における解決能力の向上を目指す経営者等や、質の高い助言が行える支援人材を育成するため、以下の研修を実施する。

(ア) 経営者等向け研修

企業経営者や経営幹部等を対象に座学による講義に加え、自社の経営データを持ち寄った経営課題の解決策や製造業における現場改善実習といった実践的な研修を実施する。

特に、経営管理者や後継者等を対象とした他の研修機関では実施が困難な長期研修及び政策要請の高い研修に重点を置く。

(4) 中小企業支援担当者を養成し、又は中小企業支援担当者に対して研修を行う事業

①地域支援機関連携強化事業

中小企業・小規模事業者の全国的な支援体制を強化するため、機構の知見とノウハウを結集し、地域支援機関等への施策情報等の提供、支援上の課題への相談・助言、優れた支援事例や支援ノウハウの収集・提供、国の政策課題に対応した支援能力を向上させるための専門家等に対する研修、地域レベル・全国レベルでの地域支援機関等の連携の促進等を行う。

②認定経営革新等支援機関支援協力業務

認定支援機関が抱える支援上の課題等に対して、専門家による助言、情報提供のほか必要な協力業務を行う。

具体的には、中小機構の各地域本部での専門家等による窓口相談や出張相談のほか、中小機構の多様な支援ツールを活用した支援を行う。

③養成研修事業

中小機構は、中小企業大学校等を活用し、経営課題における解決能力の向上を目指す経営者等や、質の高い助言が行える支援人材を育成するため、以下の研修を実施する。

(イ) 支援人材向け研修

都道府県や地域支援機関の職員等に対し、中小企業・小規模事

業者の経営診断実習や中小企業・小規模事業者の多種多様な事例を活用した演習等に重点をおいた実践的な研修を実施する。

#### ④ 中心市街地商店街等活性化支援事業

中心市街地活性化の推進に当たり、その中心的な役割を果たすことが期待される中心市街地活性化協議会における課題の検討、ネットワーク化の推進等について、中小機構に設置する中心市街地活性化協議会支援センターを中心とした支援を行う。また、中心市街地活性化協議会等が行う中心市街地における商業活性化の取組を支援するため、中小機構における専門的ノウハウを活用し、商業活性化に関する計画等の診断・サポートを行う。

#### ⑤ 中小企業・小規模事業者再生支援事業

各都道府県の商工会議所等に設置されている中小企業再生支援協議会を支援するため、中小企業再生支援全国本部を設置している。

全国本部は、各協議会による中小企業・小規模事業者支援の拡大及び質の向上のため、各協議会に対する具体的な助言や専門家派遣、各協議会の支援活動の分析、業務の標準化、先進事例の収集・提供等を行うことにより、各協議会の成果の「見える化」を図り、抜本再生の促進や「経営者保証ガイドライン」に基づく保証債務の整理等を含めた目標の達成に向けた取組を促す。また、よろず支援拠点や事業引継ぎ支援センター等の他の関係機関との連携強化を一層促進するため、各機関の全国組織との勉強会や意見交換会の開催等を通じたネットワーク構築等に取り組む。

加えて、協議会に設置した経営改善支援センターを通じて、自らでは経営改善計画の策定が困難な中小企業・小規模事業者に対して、税理士等の認定経営革新等支援機関（認定支援機関）を活用した経営改善計画策定支援事業を実施する。平成 29 年度においては、中小企業・小規模事業者による早期段階における資金繰り管理や採算管理等の経営改善の取組を促すための機能を拡充する。こうした取組を通じて、中小企業・小規模事業者の経営悪化を防ぎ、経営改善の取組を促進する。

そのほか、士業等の専門家や金融機関に対し、再生支援のノウハウ習得のための研修やセミナーを開催するほか、協議会等の専門家等に対する実践的な研修を行う。

#### ⑥中小企業・小規模事業者への事業引継ぎ支援事業

中小企業・小規模事業者の経営者の高齢化に伴い、今後、多くの企業が世代交代の時期を迎えることが見込まれる。そうした企業の中には、後継者不在を理由として廃業を検討する経営者も多く、課題の解決のため、M&A を中心とした事業引継ぎ支援事業に積極的に取り組む。

具体的には、各地の事業引継ぎ支援センターを支援するため、中小企業事業引継ぎ支援全国本部（以下、「全国本部」という）は、各センターへの相談・助言や研修等の支援を行うほか、全国本部と各センターを繋ぐ事業引継ぎ支援データベースおよび登録支援機関等に開示するノンネームデータベースを活用した売り手企業と買い手企業とのマッチングの促進等を行う。

#### (5) 前各号に掲げるもののほか、中小企業の経営の診断又は経営若しくは技術に関する助言に関連する事業

##### ①東日本大震災に係る対応

東日本大震災で被災した地域及び中小企業・小規模事業者の本格的な復興の加速と福島再生に貢献する。具体的には、被災地域において、事業活動再開を希望する複数の中小企業者・小規模事業者が入居する仮設施設の整備や仮設施設の移設・撤去等に係る支援を実施する。

また、被災地域の地方公共団体・地域支援機関や被災中小企業・小規模事業者に対して専門家を派遣し、地域経済の再生、まちづくりに向けた再建計画の策定や中小企業・小規模事業者の事業再建等の支援を行う。

加えて、中小機構の支援ツールを活用し、被災中小企業・小規模事業者の販路開拓を支援する。

その他、東日本大震災により被害を受けた中小企業・小規模事業者等を対象とする被災県の貸付事業への支援に加えて、二重債務問題への対応に当たっては、債権買取等を行う「産業復興機構」への出資等を通じて、被災中小企業・小規模事業者の支援を行う。

##### ②熊本震災に係る対応

熊本地震で被災した中小企業・小規模事業者の事業の復旧・再開のための支援を行う。「中小企業復興支援センター熊本」を開設し、

また、被災地域の地域支援機関等や被災中小企業・小規模事業者等  
に対して専門家を派遣し、復旧・事業再開に向けた助言等を行う。